

## 財務 VOL.41

## 税務調査のポイント ①

日本の法人税・所得税等は申告納税制度であり、事業所が計算した事業の損益を基にして税金が納められます。しかし、その計算は恣意的に行なわれている可能性があり、**所得が適法に算出されたものであるかを確認するために、税務署による調査が行なわれます。**調査は、業績が特に良い事業所や、過去の調査で不正があった事業所、長期間(5年以上)税務調査がない事業所等が選ばれやすいですが、いつ調査対象に選ばれるとも限りません。そこで、今回は税務調査の流れをご紹介します。調査で確認を受けることが多い事項と注意点をご説明させていただきます。

### 税務調査までの流れ

調査がある際には、まず**税務署から会計事務所に調査の連絡が入り、税務署・会計事務所・調査対象事業所の三者間で日程調整**をします。映画「マルサの女」等のように突然大勢が押しかけて来て、業務もストップさせられるというイメージをお持ちの先生もいらっしゃるかもしれませんが、そのような調査は高額な脱税等を税務署が確信をもってしている場合のみで、非常に珍しいです。ただ、**事前通知なしに税務署が来た場合には、すぐに会計事務所に連絡をして、立ち会いのもとで調査を受ける**ようにして下さい。

### 調査官への対応

通常の調査では、いきなり帳簿等を見るのではなく、世間話のように事業の概況を聞き取ります。調査官は調査の序盤では和やかな空気を作り出します。そのようにして話をしやすい雰囲気を作り出し、**自慢話や趣味等から個人の支出を事業の経費に入れている可能性**を探していますので、注意が必要です。また、**聞かれてもいないことを細かく説明する必要はありません**が、調査に非協力的ととられることがないように、質問には誠実に応え、誤りは率直に認めることが必要です。

### 調査されるポイント

では、税務調査ではどのような点が見られるのでしょうか。

#### ○現金の残高と売上

現金の実際の有り高と帳簿上の残高が一致するかを確認します。一致しなければ、帳簿の信頼性が揺らぐこととなります。また、レジペーパー等と帳簿を突き合わせることで、現金の売上が適正に記帳されているかを確認します。小売業や飲食業等では、経営者がレジから抜いてしまうなど、意図的に売上を少なく計上することが多く、調査官も目を光らせています。

#### ○売上の時期・棚卸在庫の確認

**売上は代金の受け渡しがあったときではなく、商品・サービスが提供された年度に計上**されます。保険診療の国保・社保からの未入金分等のように、期末の売上で代金の受取が未済であれば、売掛金として計上されます。**調査では、未入金分が売掛金として計上されているかを確認**されます。在宅等で1ヶ月分を翌月に受け取ることがよくありますが、その場合には最終月分を売掛金に計上する必要があります。

また、期末の棚卸在庫は仕入高から差し引いてその年度の売上原価を計算しますので、在庫が適正に計上されているかも確認されます。

#### ○交際費の内容確認

事業に関係の無い個人的な支出が交際費として計上されていないかが確認されます。贈答品は事業と関係のある相手方に贈っていることが調査時に明示できるようにリストを作成しておく、調査で質問を受けても即座に回答できるので有効です。

#### ○修繕費の内容確認

高額な修繕費が計上されている場合には、その内容が確認されます。**20万円未満、もしくは原状回復のための支出であれば、修繕費としてその年度の費用**になりますが、それ以外は新たな固定資産の取得として減価償却により数年にわたって費用に計上されます。そのため、修繕費の支出対象が新たな資産の取得にならないかの確認を受けますので、調査時に明示できるように**修理の前後の写真等を残しておく**と良いです。

#### ○給与の計算と支給方法

給与台帳やタイムカード等を見て、架空の人件費が計上されていないか、親族等に支給される給与の額が適切であるか等を確認します。銀行口座への振込、支給時の受領印の捺印などにより支給の事実を後から明示できるようにしておく必要がありますが、特に、専従者給与や役員報酬といったご家族への給与は問題になりやすいので、**各人の銀行口座への振込による支給が無難**です。

#### 最後に

経費が否認されると、増加分の所得に対する所得税・法人税等を納めることとなります。**その所得税・法人税等には、さらに過少申告加算税(追加税額の10%)・延滞税等といったペナルティ**がつき、しかも、調査の指摘事項が**意図的な租税回避と見られた際には、過少申告加算税に代えて重加算税(追加税額の35%)**が課せられます。したがって、調査を受けても否認されないように、普段の処理でも調査を意識して資料を明示できるように準備しておくことが重要です。

### ■ お知らせ

今号については、税務調査のイントロダクションとして、表面的なお話をさせていただきましたが、次号においては、各ポイントについて、もう少し踏み込んだ内容のお話、実際の調査に基づく具体的な話等を織り交ぜた内容をお届けさせて頂く予定です。